

委託仕様書（B）単価契約：クリーニング等業務分

1 目的

千葉市立青葉病院内において使用する寝具類及び医療従事者が着用する白衣・手術衣などを清潔かつ衛生的な状態に保つため、洗濯（交換）・消毒・補修を行う。

2 履行場所 千葉市立青葉病院（千葉市中央区青葉町1273番地2）

3 委託期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

4 業務内容

（1）寝具類交換業務

ア 委託内容

患者・当直者・院内保育所入所者が使用する寝具類等（肌掛布団・ベッドパッド・枕・包布・シーツ・枕カバー・敷カバー・掛カバー等）の洗濯（交換）・消毒・補修を行い、ベッド・リネンセンターに納品する。

イ 品目、規格、数量及び寸法

（ア）委託する寝具類の品目、数量、規格及び寸法仕上げは下記のとおりとする。

a 患者用及び当直者用寝具類

品目	数量（枚）	規格	仕上寸法(cm)
1 肌掛布団	494	中綿 ポリエステル 100% 中空糸 重さ0.6kg 側地 ホリエステル／綿 80/20	140×190
2 ベッドパッド	494	側地：ポリエステル65%、綿35% 中綿0.8kg	90×210
3 枕	494	側地：ナイロンネット 中材：パイプ（ポリエチレン直径8mm）	35×50
4 柄包布（患者用）	1,359	綿100% 横開き	155×210
5 包布（当直者用）	106	綿100% 中開き	155×210
6 シーツ	1,465	綿100%	182×290
7 枕カバー	1,465	綿100%	45×68
8 ドローシーツ	760	綿100%	110×184

※ただし、小児科及び小児精神科は肌掛布団禁止のため、毛布とする。

b 院内保育所用寝具類

品目	数量（枚）	規格	仕上寸法(cm)
掛布団	35	中綿 ポリエステル 100% 重さ0.75kg	100×130
敷布団	35	中綿 綿100%重さ2.1kg 側地 綿100%	70×120
敷カバー （名前入りタグ付）	70	綿100%	80×135
掛カバー （名前入りタグ付）	70	綿100%	108×145

(イ) 寝具類は、「寝具類仕様」の数量及び予備を常備し、病棟への配置数は下記のとおりとする。

病棟	床数	配置数(枚)		
		別表aの1~3	別表aの4・6・7	別表aの8
5階西病棟	40	48	142	80
5階東病棟	45	54	160	90
4階西病棟	50	60	178	100
4階東病棟	40	48	142	80
3階西病棟	45	54	160	90
3階東病棟	45	54	160	90
HCU病棟	11	13	39	22
ICU病棟	4	5	14	8
わかば2階病棟	40	48	142	80
児童精神病棟	32	38	113	64
成人精神病棟	28	33	99	56
小計	380	455	1,349	760
各当直室	30	36	別表aの5~7 106	
検査処置センター	9	3	10	
合計	419	494	1,465	760

ウ 寝具類の洗濯(交換)、消毒、補修の基準

(ア) 寝具類の洗濯(交換)、消毒、補修については、下記のとおり施行するものとし、清潔かつ衛生的に行われるように留意すること。

a 病棟及び当直者用寝具類

品名	回数	洗濯、補修等の基準
肌掛布団	年1回以上	丸洗い、補修
ベッドパッド	年2回以上	洗濯、補修
枕	年1回以上	洗濯、補修、交換
柄包布、包布、 シーツ、枕カバー	週1回以上	洗濯、補修、ロール仕上げ

b 院内保育所用寝具類

品名	回数	洗濯、乾燥等の基準
敷カバー	週1回	洗濯、補修
掛カバー	週1回	洗濯、補修
布団類	月1回	乾燥
布団類打ち直し	年1回及び発注者の 求めによる場合	補修

(イ) 寝具類の洗濯、消毒は医療法第15条の2及びこれに基づく厚生労働省通知並びにクリーニング業法等関係法令に基づき施行するものとし、施行にあたっては前述の関係法令等に適合した自社工場において施行すること。

エ 寝具類の納入及び回収

(ア) 病棟及び当直者用寝具類は、ベッド・リネンセンターに納入すること。また、院内保育所

用寝具類は、院内保育所に納入すること。

(イ) 搬入は週3日以上、発注者の指定した曜日（原則として月曜日、水曜日、金曜日）に定期的に行うものとし、搬出については週6日（月曜日～土曜日）とする。ただし、指定した曜日以外であっても発注者からの要請があった場合は、それに応えること。

(ウ) 回収した寝具類は、院外に搬出すること。

オ 損害賠償責任

(ア) 借り上げた寝具類を発注者の責に帰する事由により紛失、破損した場合は、発注者受注者協議の上弁償金を受注者に支払うものとする。

(イ) 受注者は、寝具類を起因とする損害、及び従業員の故意、又は過失による損害を発注者及び第三者に及ぼしたときは、損害賠償の責に任ずるものとする。

カ 寝具類交換業務の計算方法

寝具類交換業務委託料の月額料金の計算方法についてはそれぞれの品目の納入数にかかわらず、下記（ア）から（ウ）の計算式により算出した合計金額に消費税及び地方消費税の額として10/110を乗じて得た額を加算した額とする。

(ア) 患者用寝具類交換委託料

契約単価（寝具類の1人1日あたり） × 月間入院患者数（実数）

※年間見込み入院患者数 105,000人

(イ) 当直者用寝具類交換委託料

契約単価（寝具類の1人1日あたり） × 30（当直ベッド数） × 月間日数

当直ベッド数の内訳及び寝具交換時期は下記のとおり。

※年間当直室利用者数 10,900人

配 置 先		ベッド数	交換時期	
あおば館	地下	仮眠室	5	毎日
	X線室	スタッフルーム	1	毎日
	2階	当直室	9	毎日
	臨床検査科	技師室	1	毎日
	3階西病棟	カンファレンスルーム	1	毎日
	4階東病棟	仮眠室	1	毎日
	4階西病棟	カンファレンスルーム	1	毎日
	5階東病棟	カンファレンスルーム	1	毎日
	5階西病棟	カンファレンスルーム	1	毎日
わかば館	わかば2階病棟	カンファレンスルーム	1	毎日
	児童精神病棟	休憩室	1	毎日
院内保育所棟	2階	当直室	2	毎日
救急棟	2階	当直室	5	毎日
計			30	
わかば館	精神科	外来	1	週1回※
	2階感染症	スタッフコーナー	1	随時※

※ については、予備で対応すること。

(ウ) 院内保育所用寝具類交換委託料

契約単価（寝具類の1人1日あたり） × 月間入所者数（実数）

※年間見込み入所者数 1,900人

(2) 職員被服等洗濯業務

ア 概要

病院の各部門から出される医療行為等に使用した衣類等の洗濯、乾燥、折り畳み、シミ抜き作業及びベッド・リネンセンターへの納品作業。

また、ボタン付け、破れ、ほつれ等補修可能なものは対応することとする。

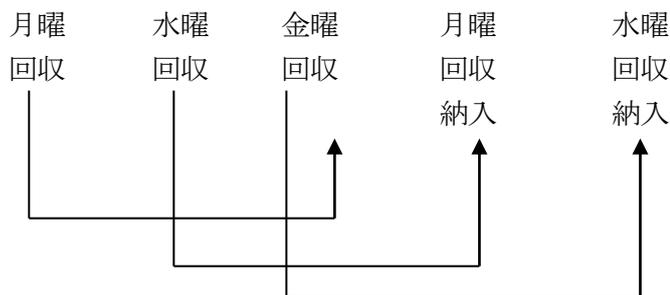
(発注者側に洗濯設備及び作業スペースがないため、受注者側設備により作業を行い納品すること。)

イ クリーニング物の納入及び回収

クリーニング物は、ベッド・リネンセンターに納入すること。

納入及び回収は週3回とし、発注者が指定した曜日(月曜日、水曜日、金曜日)とする。

(クリーニング物の更衣室、医局、手術室からの回収、クリーニング物の更衣室、医局、その他の場所への配布は、ベッドリネン管理業務委託の従事者が行う)



ウ カーテンの汚損による洗濯

血液及び汚物が付着した場合又は著しく汚れが目立つものについては、臨時洗濯を速やかに行うこと。

エ 発注予定数量

No.	内 容	発注予定数量 (枚)
1	白衣	45,000
2	ズボン	34,000
3	前掛け	5
4	予防衣	5
5	帽子	5
6	ストレッチャーカバー	5
7	椅子カバー(大)	5
8	椅子カバー(中)	5
9	椅子カバー(小)	5
10	トレーナー(上)	2,000
11	手術衣下着(上)	38,000
12	手術衣下着(下)	31,600

13	電気毛布	24
14	ジャケット(災害派遣用)	5
15	ベスト(災害派遣用)	5
16	ズボン(災害派遣用)	5
17	中ベスト(災害派遣用)	3
19	帽子(災害派遣用)	5
20	カーテン(臨時洗濯分)	1,200(m ²)

4 代行保証

(1) 受注者は天災地変、人災、労働争議、業務停止その他の事情によりその業務の全部または一部の遂行が困難となった場合の保証のため、あらかじめ業務の代行者として社団法人日本病院寝具協会等（以下「丙」という）と業務代行保証契約を締結しておくものとする。

なお、契約締結後、速やかに受注者丙間の代行保証契約書の写しを提出すること。

(2) 受注者の申出により発注者が委託業務の代行の必要性を認めた場合は、丙は受注者に代わってこの仕様書の規定に従い業務を代行しなければならない。ただし、この場合であっても、受注者の業務は免責されるものではない。

5 委託業者の変更

委託業者の変更がある時は、当該業者の準備業務支援を行い、引継の際に業務に支障をきたさないよう互いに協力し合うこと。

6 その他

(1) 感染症などに係る洗濯方法については、厚生労働省の示すガイドラインに基づき実施すること。

(2) クリーニング業法などの関連法規等を遵守すること。

(3) この委託内容から変更が生じた場合は、発注者と協議の上、決定すること。